

保育所・認定こども園 保護者 様

猪名川町生活部こども課長

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて

平素は、本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、猪名川町においても感染が拡大しております。この度、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者の待機期間（7日間から5日間への短縮）に変更がありましたので、新型コロナウイルス感染症にかかる町内教育・保育施設の出席停止の扱いにつきましても下記のとおり変更いたします。

また、各園におきましては、引き続き感染防止対策に取り組み、園児の健康に留意しつつ、園の運営を継続していただきます。各ご家庭におかれましても、引き続き手洗い等の感染予防や健康観察について、徹底くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今後、状況の変化があった場合には、変更が生じる可能性もあることを申し添えます。

記

《出席停止の取扱いについて》 変更点は波線

1. 園児が新型コロナウイルス感染症患者となった場合

自宅等での療養期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とします。原則発症日（症状が出た日）の翌日から10日間かつ症状がなくなってから72時間（無症状の方は、検査日の翌日から、症状が出ないまま7日間）出席停止となります。ただし、10日間を経過するまでは健康観察が必要となります。利用中の園に必ず連絡し、園の判断に従ってください。

2. 園児が濃厚接触者になった場合

感染者の発症日（感染者が無症状の場合は検体採取日）または、感染者の発症等により住居内で感染対策（※）を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目に解除）を自宅待機期間とし、出席停止とします。ご自身で健康観察を行っていただきますようお願いいたします。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から出席可とします。

（※）日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策

3. 園児と同居する家族等が濃厚接触者になった場合

濃厚接触者が無症状で、園児も無症状の場合、出席可とします。

4. 園児及び職員が感染症患者となった場合の臨時休業等について

園内における活動の状態、接触者の多少、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に考慮し、各園、猪名川町生活部こども課、関係機関等と十分協議のうえ、1週間～10日程

度の臨時休業を実施する場合がございます。

この場合の臨時休業は保護者のみなさまへ連絡後、直ちに行うこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

保護者のみなさまへの連絡は、各園の連絡ツールにて行います。

5. 留意点

- ・「濃厚接触者」とは、感染症患者の感染可能期間（感染症を疑う症状を呈したまたは検査をした2日前から隔離開始までの期間）に接触した者のうち、感染症患者と同居あるいは感染症患者と1メートル以内かつマスクなしで15分以上の接触があった者など、周辺の環境や接触の状況から総合的に判断されます。
- ・各園で勤務する職員についても、園児と同様の対応を行います。
- ・園児の感染等による出席停止期間及び自宅待機期間又は各園を臨時休業した場合の保育料は、減免（日割り計算）となります。
- ・風邪症状等が出ている場合は、園の利用をお控えください。また、37.5℃以上の発熱がみられる場合で園児や家族に感染が疑われるときは、県のコールセンター等で相談してください。
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる自宅等での待機期間については、利用中の各園の判断に従ってください。

6. 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

保育所・認定こども園において感染症患者が出た場合、園及び町は個人情報の取り扱いに留意する必要があり、感染した人の名前などの公表は行いません。人権侵害に繋がることのないよう、各自ご配慮くださいますようお願いいたします。

《問い合わせ先》

猪名川町生活部こども課（子育て支援担当）

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

TEL：072-767-7477